

企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国MRTV能力強化プロジェクトフェーズ2

調達管理番号：20a00423

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月2日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年9月2日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ミャンマー国 MRTV 能力強化プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月 ～ 2024年9月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2020年11月 ～ 2021年9月

第2期：2021年10月～2024年9月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、第二期目以降契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の13%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 小峰 雪代 komine.yukiyo@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構

成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年9月11日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年9月17日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年10月2日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 技術研修費/招へい費（国内業務費）： 4,600 千円（4つの成果に係る本邦研修4回分及びインターン受入3回分の諸謝金及び実施諸費合計額）
 - b) 現地再委託費： 7,456 千円（ベースライン調査及びエンドライン調査の合計額）
 - c) 支局用機材購入費： 2,000 千円（プロジェクト事務所用の機材購入費は本金額には含まれていない）
 - d) 借料損料： 1,800 千円（第1期成果1から4に共通する活動に記載のベースラインセミナー、第2期成果4に係る活動に記載のMRTV全支局の関係者を招集したセミナー、第2期成果1から4に共通する活動に記載のベースラインセミナーの開催費合計額）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) MMK1 = 0.077980 円（2020年8月精算レート）
 - b) US\$ 1 = 105.013000 円（2020年8月精算レート）
- 5) その他留意事項（以下、例）
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／公共放送局運営
- b) 報道

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 41.6 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交

渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

| 最低価格との差 (%) | 価格点 |
|--------------|-------|
| 3%未満 | 2.25点 |
| 3%以上 5%未満 | 2.00点 |
| 5%以上 10%未満 | 1.75点 |
| 10%以上 15%未満 | 1.50点 |
| 15%以上 20%未満 | 1.25点 |
| 20%以上 30%未満 | 1.00点 |
| 30%以上 40%未満 | 0.75点 |
| 40%以上 50%未満 | 0.50点 |
| 50%以上 100%未満 | 0.25点 |
| 100%以上 | 0点 |

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年10月30日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用し

ません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発途上国における放送分野にかかる技術協力業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針
プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

・業務主任者／公共放送局運営

・報道

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／公共放送局運営）】

a) 類似業務経験の分野：開発途上国における放送分野にかかる技術協力業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及びその他東南アジア地域

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 報道】

- a) 類似業務経験の分野：海外または本邦における報道にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及びその他東南アジア地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|--------------------------------|---------|----------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60) | |
| | (40) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／公共放送局運営 | (32) | (13) |
| ア) 類似業務の経験 | 12 | 5 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4 | 1 |
| ウ) 語学力 | 6 | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 6 | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | 4 | 2 |
| ② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者 | — | (13) |
| ア) 類似業務の経験 | — | 5 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | — | 1 |
| ウ) 語学力 | — | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | — | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | — | 2 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | (8) | (14) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | 8 | 8 |
| イ) 業務管理体制 | — | 6 |
| (2) 業務従事者の経験・能力：報道 | (20) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2 | |
| ウ) 語学力 | 4 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4 | |

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：10月9日（金） 14：00以降
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

2020年11月の総選挙では、2011年の民政移管後、ミャンマーで進められてきた民主化への取り組みがどの程度の成果を挙げたのか、有権者の審判を仰ぐことになる。民主化のレベルを示す指標の一つとして、「表現の自由」について見てみると、2012年に出版物への検閲制度が廃止され、2013年に民間企業による新聞発行が再開、2014年には新メディア法により検閲制度が全面的に廃止される等、メディア解放にかかる取り組みが進められている。放送行政に関しても、政府から独立した放送評議会(National Broadcasting Council)による放送免許付与制度を規定した放送法(Broadcasting Law)が2015年に成立(2018年改正)する等、自由なメディア活動に向けた枠組みが整いつつある。その一方で、ミャンマー内において他人を中傷する言動が電気通信法第66条d項において犯罪とされていることから、同項を政府に批判的な言動を抑えるために恣意的に濫用し、政府による言論統制を行うケースが未だ散見されている。また、2017年にはムスリム系少数民族「ロヒンギャ」に関する取材を行っていたロイター記者(ミャンマー国籍)2名が拘束される事案も発生した。さらには、上記の放送法についても、その施行のための下位規則が未制定であることから未施行の状態、政府から独立した評議会による放送免許付与制度は未だ実現しておらず、国際NGO「国境なき記者団」による「世界報道自由度ランキング」で、ミャンマーは調査対象の157か国中139位に留まっている(2020年)。

ミャンマーにおける放送事業者に関しては、Forever GroupやShwe Than Lwin等が運営する民間メディア、国防省出資のミャワディ・テレビ等が存在するが、中でも最大のカバーエリア(人口の約9割)を有するのが国営放送ミャンマーラジオテレビ局(Myanmar Radio and Television:以下「MRTV」)である。MRTVは、その前身であるBurma Broadcasting Serviceが1946年にミャンマー初のラジオ放送を開始し、MRTVとしてミャンマー初のTV放送を1980年より開始した歴史ある放送局である。しかしながら、発足以来、MRTVは国営通信社(ミャンマー・ニュース・エージェンシー)から配信される記事をそのまま放送してきており、独自の報道が出来る記者が養成されず、また番組制作能力も限られていた。同状況に対処すべく、JICAは2016年から2020年まで技術協力プロジェクト「MRTV能力強化プロジェクト」を実施し、公共放送化に向けたMRTV職員の能力強化を行ってきた。その結果、記者ハンドブック等の共同作成等を通じて報道に関する記者の理解が向上するとともに、2019年にはMRTV初の調査報道(Investigative Reporting)番組が放送される等、成果が現れてきている。他方、情報省はMRTVを将来的に公共放送局化する意向を示しているものの、国家の統制から自立して公共の福祉のために質の高い放送を行うには、報道・番組制作に関わるMRTV職員のさらなる能力強化に加え、報道局の設置による報道体制の強化や番組審査機能の強化が必要である。

こうした状況に対応するため、MRTVの公共放送局化に向けたロードマップの実施、MRTV職員の報道能力及び番組制作能力の強化を行うとともに、本局による支局への支援体制を構築することにより、MRTVの組織体制強化を図り、もってMRTVによる正確・中立・公正な放送の促進に寄与すべく、本プロジェクトを実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

MRTV能力強化プロジェクトフェーズ2

(2) 上位目標

MRTVがミャンマー全域において国民に届く正確・中立・公正な放送を行う。

(3) プロジェクト目標

MRTVにおいて、正確・中立・公正な放送が国民に届けられるための体制が確立する。

(4) 期待される成果

成果1：【組織改革】

公共放送局化ロードマップに基づきMRTV内に報道局及び番組考査部局が整備される。

成果2：【報道】

記者ハンドブック（Mpedia）が業務に活用され、MRTV職員の報道に関する能力が向上する。

成果3：【番組制作】

MRTV職員の番組制作能力が向上するとともに機能的な番組審査制度が整備される。

成果4：【支局強化】

報道及び番組制作に係るMRTV支局の組織能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

1-1：公共放送局化ロードマップに沿って報道局の設置について検討される。

1-2：1-1に基づき、報道局が設置される。

1-3：公共放送局化ロードマップに沿って番組考査体制がレビューされ、検討される。

1-4：1-3に基づき、機能的な番組考査体制が整備される。

【成果2に係る活動】

2-1：倫理規範、記者ハンドブック等を活用し正確・中立・公正かつ独自の観点から報道を行うための研修が実施される。

2-2：報道部門において、ニュースが迅速に取材され放送されるよう、意思決定構造が再考される。

2-3：選挙に際し、投票情報の周知、適切なアジェンダ設定・報道及び客観的結果分析が計画され、放送される。

2-4：自然災害や緊急事態について迅速に報道されるためのネットワークが構築される。

2-5：2-4にて構築されたネットワークに基づき、自然災害や緊急事態が迅速に報道される。

【成果3に係る活動】

3-1：公共放送にふさわしい番組のテーマが選定される。

3-2：3-1にて選定されたテーマに基づき、番組制作のためのOJT（企画書に対する技術支援や技術的課題等への対処、考査手続き支援も含む）実施を通じてMRTV職員の能力強化が実施される。

【成果4に係る活動】

- 4-1：対象支局において、支局職員の人材育成計画がレビューされ、改善される。
- 4-2：本部から対象支局への番組制作・報道支援体制（機材管理を含む）が確立される。

（6）対象地域

MRTVの本局（タッコン）、ヤンゴン支局、他の地方支局（詳細計画策定調査にて決定）

（7）関係官庁・機関

情報省、MRTV

3. 業務の目的

「MRTV能力強化プロジェクトフェーズ2」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2020年9月にMRTVと締結予定のR/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「MRTV能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の活動等を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）詳細計画策定調査の実施

本プロジェクトは11月の総選挙報道に係る支援を見据えつつ早期実施が期待されていることから段階的計画策定（いわゆる「二段階方式」）により実施する。JICAは基本計画策定調査を2020年6月に実施済みであり、プロジェクトの枠組みについて情報省と合意している。詳細計画策定調査はJICAがプロジェクト開始後1年以内（2021年8月まで）に実施予定である（新型コロナウイルス流行により見合わせている調査団の現地派遣が可能になり次第、速やかに実施する方針）。

なお、詳細計画策定調査においては、主としてパイロット支局（後述）について選定するとともに、プロジェクト成果測定のための指標を定め、プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）を更新する。その後、本業務において実施されるベースライン調査（後述）を踏まえて、プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）を再度更新することを想定している。

（2）パイロット支局の選定

MRTVには多数の支局（テレビ11、ラジオ17）がある。このうち、本プロジェクトの対象はMRTVの本局（タッコン）及びヤンゴン支局を主とするが、詳細計画策定調査によりパイロット支局（場所及び数は未定）を追加選定し、同パイロット支局も本プロジェクトの対象地域に含めることでMRTVと合意している。パイロット支局は詳細計画策定調査結果を踏まえてMRTVと協議の上、JICAが決定する。パイロット支局に対しては、専門家が定期的に渡航することにより、同支局の職員に対して定期的に直接技術支援を行うほか、必要な研修がMRTV側で行えるような体制作りに関する協力を行う

(例えば中核となる人材の育成等)。加えて、職員の能力向上の程度について重点的かつ詳細にモニタリングすることで、他の支局も含めた支局職員の人材育成制度についての提言を行う。なお、必要に応じ専門家の技術支援に必要な機材(カメラやPC等を想定)を購入することで、パイロット支局における技術支援の円滑化を図ることとする。

パイロット支局については、現時点ではロイコー支局、パティン支局、マンダレー支局が候補となっているが、詳細計画策定調査実施前であるため、現時点では、この中で都市としての人口規模及び支局規模が大きい「マンダレー支局」1か所をパイロット支局であるものとみなしてプロポーザルを作成すること。

なお、パイロット支局の選定は、本プロジェクト実施中に、必要に応じてパイロット支局以外の支局にコンサルタントが渡航したり、職員に技術支援を行ったりすることを妨げるものではない。

(3) プロジェクト・デザイン・マトリクス(PDM)に基づいたプロジェクト活動の実施

本プロジェクトの運営においてコンサルタントは、PDMに沿ったカウンターパート(C/P)との協働作業を進めることを基本とする。コンサルタントは、PDMに記載された活動以外に、PDMの各項目の変更により、対応すべき活動が生じる可能性がある場合には、JICAと相談の上、それに適切に対応する。PDMの改訂は、合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)での協議を経て、JICAとC/Pが最終確認を行う。なお、上位目標及びプロジェクト目標の変更は原則行わないこととする。PDM改訂の必要が生じた場合は、コンサルタントは、JICAと速やかに協議するとともに、データを用いて整理し、JCCでの協議・承認の準備を行う等、この改訂作業に協力する。また、外部条件の変更等においても、PDMの改訂が必要となる場合には、コンサルタントは、速やかにJICAに連絡し、PDM改訂に向けて協力することとする。

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

(5) C/Pの能力強化及び組織体制強化を意識した活動

コンサルタントは、本プロジェクトの実施にあたり、C/Pのキャパシティ・ディベロップメントに配慮したプロジェクト活動を行うものとし、成果毎にMRTV職員により結成されるワーキンググループ(以下、WG)やMRTV職員が主体的に行うプロジェクト活動の取り組みを支援することとする。とりわけ、本プロジェクトは2016年より2020年まで実施した「MRTV能力強化プロジェクト」の後継案件であることを踏まえ、キャパシティ・ディベロップメントを行う際には、研修やOn the Job Training(OJT)をMRTV自身で今後も自立的に行うことができるよう、活動を工夫する。また、成果1の組織改

編については、個々の職員の能力強化に限らず、その結果が組織として定着することを旨とした活動であるが、他の成果（成果2から4）についても、成果の組織としての定着を意識して活動を行うことが求められる。

（6）ベースライン調査及びエンドライン調査

ベースライン調査では、ミャンマー国におけるメディアの現状、MRTVの報道・番組に関する視聴状況、放送カバレッジ、公正性・中立性・正確性に関する信頼度（他のメディアとの比較等を含む。）及び問題点等について、一般視聴者を対象とする調査を実施する。あわせて、外部有識者によるインタビューを実施し、MRTVの番組編成及び放送内容の質についてのコメントを得る（定点観測的に外部有識者によるコメントを得ることでMRTVの番組編成及び放送内容の質についての変化を質的に把握するため）。また、ベースライン調査ではプロジェクトの指標の検討も行う。また、プロジェクト終了前には、エンドライン調査を行い、上記ベースライン調査で調査した項目について、同じく一般視聴者を対象とする調査を実施する。

ベースライン調査及びエンドライン調査のTOR、調査項目及び方法についてはJICA及びMRTVと協議して最終化するものとし、現地再委託を認める。なお、ベースライン調査及びエンドライン調査を現地再委託する場合、同一の委託先に同一の契約として委託することが望ましいが、これによらない方法も妥当性を確認されれば認める予定。

（7）公共放送局化の進捗の確認

MRTVは現在情報省の一角をなす国営放送であるが、公共放送局化の意向を有しており、「MRTV能力強化プロジェクト」を通じて公共放送局化ロードマップを策定済である（2020年6月に情報省の承認を了して完成）。今後、公共放送局への転換という極めて重要な局面を迎えることから、その進捗についてはJICAとしても積極的にフォローするが、コンサルタントにおいても継続的にMRTV幹部等を通じ情報収集を行うことが求められる。

なお、放送法において公共放送局に係る定義は記載されているものの、どの時点でMRTVが公共放送局への転換を法的に果たしたと言えるのか（放送法施行の時点、放送法に基づき公共放送局としての免許が付与された時点、等）についてはJICAがMRTV側に引き続き確認中である。

（8）ロードマップの進捗の把握

上記のとおり、2020年6月に情報省の承認を了した公共放送局化ロードマップ（配布資料）が完成している。本プロジェクトにおいては、ロードマップに掲げられた多様な項目のうち一部を支援するという位置づけにあることから、コンサルタントは業務開始前にロードマップの内容を十分に把握するとともに、プロジェクト実施期間中であっても、本プロジェクトに関連する部分（成果1から成果4）のみならず、ロードマップ全体の進捗（例えば、会計基準の変更や公共放送志向チャンネル（PSB-oriented channel）の進捗）についても把握することが求められる。

（9）番組を審査する機関の取り扱い

本プロジェクトにおいては、MRTVにおいて正確・中立・公正な放送が国民に届けられるための「体制」の確立を目指しており、この一環として、放送番組を審査する体制の整備を本プロジェクトにおいて行うこととしている。番組を審査する機関について、以下のとおり整理されるため、コンサルタントはこれらについて状況をよく理解

しつつ業務を行うことが求められる。

- 考査室：公共放送局化ロードマップにおいても設置が提言されているものである。現時点では設置されていないが、設置については基本計画策定調査の中でMRTV側も同意している。したがって、本プロジェクト成果1（組織改革）の中で、報道局の設置とともに、番組考査部局（考査室）の設置を目指している。
- 番組評価委員会（Program Assessment Board）：番組審査の制度として、2019年に既に設置されたものである。テレビ部局とラジオ部局の職員7名により構成され週1回開催され、テレビ部門が作成した全ての番組の審査、外部から持ち込まれた番組の審査、優秀な番組の選定、を行っている。同委員会については、その具体的な業務の状況について現時点では詳細不明であるため、コンサルタントは同委員会の現状及び課題について本業務開始後早期に特定することが望ましい。その上で、上記の考査室との機能の重複について確認し、仮に重複するようであれば機能的な番組審査体制のあり方について提案する（必要に応じ成果1に係る文言の修正を提案して差し支えない）。重複しないようであればそれぞれの役割について明文化しMRTV側の理解を促進する（この場合、考査室の設置は成果1に関連する活動としつつも、成果3に関連する番組審査制度の整備については番組評価委員会を活性化させることにより達成する、という方策もあり得る）。
- Audience Council：MRTVが将来的に設置の必要性を認識しているものであり、視聴者の声を把握するためのものである。Audience Council設置のための準備段階のものとして、ラジオファンクラブ（会員約1,500人）が作られている。Audience Councilの設置そのものは本プロジェクトの活動の範囲外とするが、番組を審査するための体制整備（活動1-3及び1-4）に係る議論の一環として、コンサルタントは外部の声を適切に聞くための方策、また、不要な外部の介入を防ぐための方策について日本の知見の共有（番組審議会制度に係る知見等）を積極的に共有することが求められる。

（10）専門家の派遣期間

基本計画策定調査の中でMRTV側より、日本側専門家が可能な限り長期間ミャンマーに滞在することが要請されている。本プロジェクトにおいては、とりわけ成果1に関連し、組織改編を側面支援することから、長期間MRTV側に寄り添いMRTVに内在する組織的論理を十分理解の上業務にあたる必要があると考えられる。したがって、コンサルタントには、可能な限り長期間現地にプロジェクトを代表してMRTV側と議論できる者が滞在するようにする等のアサインメント上の工夫が求められる。

（11）機材（無償資金協力により供与された機材を含む）に関する研修

MRTVに対しては、無償資金協力「ミャンマーラジオテレビ局放送機材拡充計画」（2017年3月贈与契約締結）により放送機材等が整備されたこともあり、基本計画策定調査時において、機材の操作等に関する極めて多数かつ具体的な研修実施についての強い要望がMRTVより示されている。他方、本プロジェクトは機材維持管理能力の強化を主眼としたものではなく、「公共放送局化」に係るMRTVの体制強化を主眼としたものであることから、公共放送局化に関連するものとして、番組制作能力向上の一環として位置付けられる技術研修について実施することとしている（したがって、高度な技術が求められる機材の操作指導ではなく、通常の番組制作において使用頻度の高い機材、例えばカメラや照明、基礎的な編集用機材等について、番組制作上の技法と絡めながら指導することを想定している）。具体的な研修項目については、MRTVとも

協議の上、各期の業務計画書に含めること。

(12) 他ドナーとの調整・情報共有

ミャンマーメディアセクターに対しては、UNESCOがリードドナーとしてローカルメディアを含むメディア全体の能力強化を図っている。また、2012年よりミャンマー政府、現地メディア関係者、表現の自由を扱う市民団体及び他の援助機関が幅広く集まるメディア開発会議(Media Development Conference : MDC) が情報省の主導にて定期的に開催されている。

MRTVに対しては、様々なドナーが支援を行っている。Deutsche Welle Akademie(DWA) が特に公共放送局化に係る法令に関する助言、ポータルサイトやコミュニティラジオ・コミュニティメディアの試行等を支援しており、BBC Media Action、Internews、IMS-Fojoがコンテンツ開発を支援している。また、韓国がHDコンテンツ作成に係る支援を行っている。中国はアニメ番組の供与を行っているほか、番組の共同制作等に係る協力枠組みをMRTVとの間で締結している。なお、上記については本プロジェクトによる支援内容との重複はない。

コンサルタントは、これらドナーに対して、本プロジェクトの進捗及び成果を積極的に発信するほか、事業実施中に得た他ドナーの活動に係る情報についてJICAに共有しつつ、他ドナーとの間で十分な連携を取りながら協力を進めていくことが求められる。

(13) 新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルスに関連し、MRTVにおいては、既に保健省から得た情報のタイムリーな発信や、啓発に関するラジオドラマの放送を行っている。加えて、SNS等により新型コロナウイルスに関するフェイクニュースが流れていることから、それに対して注意を促す放送も行っている。さらには、「MRTV能力強化プロジェクト」の専門家により情報収集やインタビュー方法等に関するアドバイスも実施された。

こうした取り組みを促進し、新型コロナウイルス対策に貢献するため、本プロジェクトにおいて、成果2の報道能力強化(災害報道・緊急報道に関するネットワーク構築等も含む)及び成果3の番組制作能力強化の一環として、新型コロナウイルスに関連する活動をMRTV側のニーズに応じて柔軟に含むこととする。例えば、新型コロナウイルスを題材として緊急報道体制について、放送に至るまでの情報の流れをOJTにて支援したり、新型コロナウイルスも含む保健分野に係る番組制作をOJTにて支援するといった活動が考えられる。

なお、本プロジェクトにて支援した新型コロナウイルスに関連する活動実績については、一覧として取りまとめ、随時更新し情報として整理することとする。

(14) コンサルタントの現地渡航が制限される事態を想定したオンライン支援導入・現地人材による業務実施体制構築

MRTVでは、新型コロナウイルスへの対応として、現在、職員の出社は約半数に制限されている。しかしながら、これを契機として、MRTV内でもオンラインによるコミュニケーションが活用されている状況にある。

本プロジェクトにおいては、コンサルタントによる現地渡航を通じた技術支援を基本とすることを想定しているが、MRTV側は職員へのオンラインによる技術支援に対しても積極的に受け入れる方向であることから、コンサルタントの現地渡航が制限される事態を想定し、本業務においては、オンラインによる技術支援を積極的に検討する

とともに、MRTV側とのコミュニケーションを側面支援する人材となり得る、ミャンマーに滞在する現地スタッフの活用体制の構築を積極的に検討することとする。

(15) ジェンダー関連

「MRTV能力強化プロジェクト」にて作成を支援したMRTVの「倫理規範」の中では、(人種・国籍・宗教・信条・身体的状況・職業と並んで)ジェンダーに基づく差別を禁止している。また、放送ガイドラインの中でも同様の旨について規定するとともに、MRTVとしてジェンダー平等を推進する旨を定めている。本プロジェクトにおいては、これらの倫理規範や放送ガイドラインに基づき報道や番組制作が行われることを支援するものであるため、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する取り組みを行うプロジェクトであると位置づけられる(詳細計画策定調査を経て、JICAが行うジェンダー分類において、ジェンダー活動統合案件¹と位置付けられる可能性が高い)。

現在、MRTVでは既に女性に焦点を当てた番組が放送されている。これは、女性に関するニュースを取り扱ったり、特集として(例えばスポーツや経済分野で)成功した女性についてのインタビューや、日々の仕事の様子について取り上げているものである。本プロジェクトにおいては、MRTVにおけるジェンダー平等推進をより一層促進する観点から、番組制作能力の向上のために実施するOJTの対象番組として、上記の女性に焦点を当てた番組を含むこととする(活動3-1及び活動3-2に関連するもの)。また、上記に限らず、本プロジェクトにおけるジェンダー平等推進及び女性のエンパワメントに資するコンサルタントからの積極的な提案もJICAとして歓迎する。活動の検討に当たっては、JICAが作成したガイダンスノート「ジェンダー視点に立ったCOVID-19対策の推進」

(https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002maec8-att/COVID-19_measures.pdf)も参考にすること。

なお、本プロジェクトにて支援したジェンダーに関連する活動実績については、一覧として取りまとめ、随時更新し情報として整理することとする。

(16) JICA直営による投入の実施への協力

本プロジェクトにおいては、プロジェクト目標の達成に向け、本契約により実施する活動以外の活動をJICAが直営により投入することを予定している。具体的には、2020年11月に予定されているミャンマー総選挙においては、公共放送の果たす役割が極めて重要であることから、選挙報道に関するセミナーをJICA直営により実施することを予定している。また、公共放送局化の進捗に応じ、必要と判断されれば、我が国のメディア研究者や我が国唯一の公共放送であるNHKの関係者を講師としたセミナー等を実施することが考えられ得る(現時点では詳細未定)。コンサルタントは、これらの投入についても(本契約開始前に実施されるセミナーを除き)必要な協力を行うほか、プロジェクト事業完了報告書の作成にあたっては、これらのJICA直営による投入についても活動実績として記載されるよう留意する。

(17) 本プロジェクトのモニタリング活動

コンサルタントは、MRTVと協働で、定期的なモニタリングを指定のモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、活動報告のみならず、成果発現

¹ プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組みを明示的に組み入れている案件。

状況（上位目標への達成見込みを含む。）、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素が記載される。モニタリングシートは6カ月毎に作成し、内容についてMRTVと合意の上、JICAミャンマー事務所へ提出する。

モニタリングに際しては、案件の進捗や問題の発生の状況を踏まえ、JICAの判断で随時JICA本部担当職員等が必要に応じて現地に出張し、合同調整委員会（後述）をはじめとするモニタリングプロセスに参加し協議を行い、問題の解決を図る。また、職員のみならず、外部有識者、モニタリングに必要となる情報収集・分析を行うための外部人材が現地に出張することもあり、コンサルタントは、担当職員等によるモニタリングの実施に協力することとする。

その他、本プロジェクトの進捗確認等を目的として、運営指導調査を実施する可能性がある。運営指導調査の必要性や時期については、本プロジェクト実施中にJICAとコンサルタントが協議した上で決定することとし、コンサルタントは運営指導調査の実施に協力することとする。

（18）合同調整委員会の開催に係る支援

本プロジェクトにかかるR/Dでは、規定された関係者の参加のもと、最低限、1年に一度の合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）を開催する予定である（JCCの詳細については、R/Dを参照のこと。）。コンサルタントは、MRTVと合同でJCCを開催し、下記の項目等を含むプレゼンテーションを行い、関係者との情報共有・合意形成を促進する。

- 1）当該期間の活動進捗に関する報告、達成事項・未達成事項の確認
- 2）上記に基づく今後の活動にかかる方向性・内容に関する協議
- 3）報告書等の確認

（19）広報

JICAでは業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をミャンマー及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要がある。コンサルタントは、JICA技術協力プロジェクト・ホームページのコンテンツ作成を行う等、活動及び成果の積極的な発信を行うこととする。なお、本プロジェクトフェーズ1におけるJICA技術協力プロジェクト・ホームページは以下のとおり。

<https://www.jica.go.jp/project/myanmar/031/index.html>

またコンサルタントは、本プロジェクトの活動が我が国の報道機関で取り上げられる場合、JICAに速やかに情報共有を行う。

（20）地方への渡航

活動上、地方へ渡航する必要性が生じた場合、JICAが規定する手続きを行い、渡航地域によっては事前にJICAの承認を得るとともに、安全情報を十分入手し、無理のない計画を立てて実施する。

（21）ミャンマー語通訳の確保とミャンマー語による資料作成

MRTV職員に対する技術支援においては、英語を理解する人材に限られる場面があるため、円滑なコミュニケーションを確保するためには、ミャンマー語通訳の確保及びミャンマー語による資料作成が行える体制を整備する必要がある。

(22) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・ 第1期：2020年11月～2021年9月
- ・ 第2期：2021年10月～2024年9月

第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。第1期については、最も遅い場合に詳細計画策定調査が2021年8月頃となることから詳細計画策定調査を第1期に含むことを想定している。加えて、新型コロナウイルスに関連して渡航可否やMRTV側の勤務体制等も流動的に変更となることが予想されることから、同状況を踏まえた指示を柔軟に行うことができるよう第2期の期間を設定している。

なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

(23) 本邦研修

本プロジェクトにおいては、全プロジェクト期間を通じ、各成果ごとに1回ずつの本邦研修（1回あたり1～2週間程度）の実施を想定している。加えて、JICAが実施する課題別研修「民主国家におけるメディアの役割」にも本プロジェクトのC/Pを毎年1～2名程度参加させることを想定している。上記に加えて、本プロジェクトではMRTVの体制整備を通じて自立発展性を高めていくことを考慮していることから、MRTV内にて中長期的に指導的役割を果たし得る人材について、集中的に一定期間実務型の研修を本邦にて行うことは有益と考えられる。したがって、約3カ月程度のインターンシップ研修（本邦研修。1回につき1名のみ）を3回、本プロジェクト期間内に実施することを想定している。各成果ごとに1回ずつ行われる本邦研修及び計3回のインターンシップについて、現時点で想定され得る内容についてはプロポーザルにて提案すること（MRTV側との協議を踏まえて修正して差し支えない）。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

【各期共通国内作業：現地派遣前】

(1) ワーク・プラン（各期案）の作成・協議

ワーク・プラン（各期案）を作成し、JICAガバナンス・平和構築部宛に提出する。内容は、「7. (1) 報告書等」のとおりとする。

(2) 出発前会議への参加

JICAが出席する出発前会議に参加し、上記ワーク・プラン（各期案）等の説明を行う。同会議で検討した協力方針やコメントを踏まえ、ワーク・プラン（各期案）を改訂する。

【各期共通国内作業：現地派遣後】

(1) ワーク・プラン（各期案）の合意

MRTV側と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（各期）として合意する。

(2) モニタリングシート及び業務完了報告書（第1期）の作成

7. 報告書等に記載のとおり、活動状況をモニタリングシート及び業務完了報告書（第1期）として取りまとめる。

【第1期：2020年11月～2021年9月】

(1) 成果1から4に共通する活動

- 1) JICAが実施する詳細計画策定調査（調査団の現地派遣が可能になり次第速やかに実施する予定）におけるMRTVとの協議実施に協力する。なお、JICAは詳細計画策定調査における地方支局訪問としてロイコー支局、パティン支局、マンダレー支局の訪問を予定しているため、同調査に同行しこれらの支局の現状及び課題について技術的な観点から分析を行いJICA団員に提示する。
- 2) ベースライン調査を実施し、調査結果を報告書に取りまとめる（現地再委託を認める。2021年4月頃の報告書完成を想定）。
- 3) ベースライン調査に基づき、評価指標等を含むPDMの修正案を提示の上、JICAと協議し、結果を反映の上、MRTV側と協議し合意する。
- 4) ベースライン調査結果をMRTV職員に広く共有するためのセミナーを実施する。
- 5) プロジェクト目標を達成するために必要なワーキング・グループ（以下「WG」）の構成について提案し、MRTV側と協議の上、合意する。あわせて、MRTV側にWGメンバーの選定を依頼し、メンバーを確定させる。

(2) 成果1に関する活動

- 1) 公共放送局化ロードマップにおける各項目の進捗を把握する。
- 2) 公共放送局化ロードマップに沿って、報道局の設置についての具体的なタイムライン及び組織改編に必要な事項についてMRTVと協議し、合意する（現時点でTV部門とラジオ部門に分かれている報道担当部局を統一し、報道能力の強化を図るもの。活動1-1関連）。
- 3) 公共放送局化ロードマップに沿って番組考査室を設置すべく、MRTVにおける番組を審査する体制について包括的に確認する。この際、番組評価委員会（Program Assessment Board）の具体的な活動内容及び活動の質についても情報収集・分析を行う。
- 4) 上記3)における分析を基に、番組を審査する体制について公共放送局化ロードマップの修正の必要性について確認する。修正が必要な場合はMRTV側に提案し、合意する。
- 5) 番組考査室（もしくは上記3）及び4）の結果に基づき提案された体制）の設置についての具体的なタイムライン及び組織改編に必要な事項についてMRTVと協議し、合意する（活動1-3関連）。

(3) 成果2に関する活動

- 1) 「MRTV能力強化プロジェクト」にて作成された倫理規範及び記者ハンドブック等（Mpediaと称されているもの）のMRTVにおける活用状況を把握する。その上で、より一層の活用に向けた方策について提案し、MRTV側と合意する。
- 2) 1)に沿って、報道に関する研修（ケーススタディ等）を実施する（活動2-1関連）。例えば、事件や災害の発生等、取材上直面するケースを具体的に設定の上、そのような場合におけるハンドブックの参照方法等について伝達するといったこと等が考えられる。なお、この際、コンサルタントからMRTV職員に対して直接技術的な支援を行うのみならず、MRTV内で自立的に支援の成果が定着・拡大するよう、他の職員に対して研修を実施できるレベルの指導層・中核職員の育成を図ること（以降も同様）。

- 3) 報道部門において、ニュースが迅速に取材され放送されるよう、最適な意思決定の構造とそれを担保する体制（例として、報道デスクによる迅速な判断体制）について我が国の事例の共有を図りつつMRTVに提案し、同体制導入のための具体的なタイムライン及び導入に必要な事項についてMRTV側と協議し、合意する（活動2-2関連）。
 - 4) 2020年11月に行われる予定のミャンマー総選挙におけるMRTVの選挙報道内容について分析し、MRTV側と改善点を協議する。その上で、同改善点を踏まえ、選挙に際しての投票情報の周知、適切なアジェンダ設定・報道及び客観的結果分析の必要性について研修を行い、今後の選挙に向けた計画をMRTV側とともに立てる（活動2-3関連）。
- (4) 成果3に関する活動
- 1) 本項(1)5)にて作成されたWGメンバーと協議の上、本プロジェクトにおいてOJTの対象とする番組について合意する（既存の番組及び今後作成予定の番組の大まかな構想でも可）。この際、上記5.(15)に基づき、女性に焦点を当てた番組については対象に含むこととする（活動3-1関連）。
 - 2) 1)にて合意された番組について、番組制作に関するOJTを開始する（活動3-2関連）。この際、コンサルタントからMRTV職員に対して直接技術的な支援を行うのみならず、MRTV内で自立的に支援の成果が定着・拡大するよう、他の職員に対して研修を実施できるレベルの中核職員の育成を図ること（以降も同様）。
 - 3) 新たに番組を企画する際のワークフロー（企画書の作成、協議、承認、予算獲得等に関するフロー）について現状を確認するとともに、課題を分析し、改善点を提案する。
- (5) 成果4に関する活動
- 1) 本項(1)1)に記載のとおり、詳細計画策定調査におけるJICA団員による支局訪問に同行し、これらの支局の現状及び課題について技術的な観点から分析を行いJICA団員に提示する。
 - 2) 詳細計画策定調査においてパイロット支局が決定後、改めて同支局を訪問し、同支局の全職員についての職務内容、職務遂行レベル、職務遂行上の課題を把握する（支局訪問に代えてオンラインによる協議としても差し支えない）。
 - 3) パイロット支局における支局職員の人材育成に関するMRTV側の意向及び計画について協議し、改善点を提案する（活動4-1関連）。

【第2期：2021年10月～2024年9月】（詳細計画策定調査結果により若干の変更があり得る）

- (1) 成果1に関する活動
- 1) 公共放送局化ロードマップにおける各項目の進捗を把握する。
 - 2) 報道局の設置に向けて、第1期にMRTV側と合意した具体的なタイムラインに沿って組織改編を支援する（活動1-2関連）。例えば、職務内容及び組織図の精緻化、我が国の報道機関における報道局の業務についての事例の共有が想定される。なお、報道局設置後は、同局を活用し本項以下(2)に記載する報道能力の向上に向けた支援を行う。
 - 3) 報道局設置後、同局による取材活動が一定程度行われた段階で、その結果を踏まえて組織体制についての調整及び報道局の各部署における業務内容の精緻化を行う（例として、政治部、社会部、経済部等の間の人数やそ

の役割等について、ミャンマーにおけるニーズに合わせて調整することが想定される）。

- 4) 番組審査室（もしくは新たに提案された番組の審査に関する体制。以下同じ）の設置に向けて、第1期にMRTV側と合意した具体的なタイムラインに沿って組織改編を支援する（活動1-4関連）。例えば、職務内容及び組織図の精緻化や、我が国の報道機関における番組審査室の業務についての事例の共有が想定される。なお、番組審査室設置後は、同室を活用し本項以下（3）に記載する番組の審査が機能的に実施されるための支援を行う。
 - 5) 番組審査室設置後、同室による番組審査が一定程度行われた段階で、そのワークフロー及び組織体制に係る観点からの改善点（例えば番組審査室の各担当の職務内容の見直し等）をMRTVに提示する。
- (2) 成果2に関する活動
- 1) 第1期の合意に基づき、ニュースが迅速に取材され放送されるための最適な意思決定の構造とそれを担保する体制の具体的な導入を側面支援する（例えば報道デスクの業務内容の精緻化、我が国の報道機関における事例の共有、ケーススタディ（例えば災害等の場合を想定し、記者の割り振りや報道に至る意思決定等について具体的に訓練すること等が想定される））。
 - 2) 自然災害や緊急事態について迅速に報道されるためのネットワークを構築すべく、MRTVが積極的に日々取材・情報収集すべき関係機関等（全省庁、警察、消防、気象関係、地方政府等）について包括的に情報を取りまとめる（活動2-4関連）。この際、我が国の報道機関がどのような関係機関から日常的に取材を行っているかの事例についてもあわせて共有する。
 - 3) 2) にて取りまとめた情報をもとに、ネットワークが構築されていない関係機関との関係構築の方法についてMRTV側と協議するとともに、協議結果をもとに、関係機関等とMRTVとのネットワーク構築を側面支援する。
 - 4) 構築された自然災害や緊急事態について迅速に報道されるためのネットワークが活用されるよう、取材から放送に至るまでのボトルネックを把握し、改善点を提案する。
 - 5) 報道局において、災害報道・緊急報道に関する訓練が行われるよう提言するとともに、訓練の実施を支援する。
 - 6) 設置された報道局において、同局内の各部局間の連携による報道が行われるよう、職務内容の共有を支援するとともに、具体的な事件・事故等のイベントをケースとして想定し、連携して対処する経験を得るためのワークショップを開催する。
 - 7) ニュースを迅速に報道するために導入された体制（デスクによる意思決定体制を想定している）について状況を把握し、改善点を提案する。
 - 8) 報道局として独自報道を発信できるよう、他社の報道との違い（迅速性・視点の違い等）についてのMRTV自身による分析及び改善に向けた取り組みを支援する。
 - 9) （例えば、大きな事件や自然災害が起きた際や国際会議等の大規模イベントが地方で起きた際に本局から支局に対して迅速に人員を派遣する等のオペレーション支援が行われることを想定し、）報道局による支局に対する支援（人材育成及び報道のオペレーションに関する支援）が行われるよう、MRTVに提案を行う（成果4にも関連する活動）。

(3) 成果3に関する活動

- 1) 第1期に引き続き、番組制作に関するOJTを実施する。
- 2) 他の職員に対して番組制作に関するOJTを実施することのできる中核的な人材を複数特定の上、同人材によるOJTの実施を側面支援する（例えば、企画書の書き方等の実務に直結する能力向上が想定される）。
- 3) 第1期に改善点を提案した、新たな番組が立ち上がる際のワークフローについて、具体的な改善を支援する（承認プロセスの整理、簡素化等）。
- 4) 番組考査室（もしくは新たに提案された番組の審査に関する体制。以下同じ）において番組が適切に審査されるためのプロセスについて、MRTVと協議する。
- 5) 4)の結果を踏まえ、番組考査室における実際の審査プロセスを確認の上、番組考査の内容に関して技術的側面からアドバイスを行う。

(4) 成果4に関する活動

- 1) パイロット支局における技術支援に活用すべく、必要な機材を調達する（事業用物品。番組の編集等に使用するためのPCやカメラ等の比較的簡易な機材を想定しているが、詳細計画策定調査を踏まえて変更となることがあり得る）。
- 2) 第1期にて特定した課題に対応すべく、パイロット支局職員に対する研修の実施を支援する（支局職員がMRTV本局に人事異動する機会を捉えての研修は既にMRTV内において一定程度行われていることから、支局において実際に機材等を操作したり、取材現場に同行する形でのOJTの実施を支援する）。
- 3) 2)にて実施を支援した研修を通じて支局職員の人材育成に係る課題について取りまとめ、MRTV本局の担当部門（National Race Channel : NRC）と改善方法を協議する（報道局が設置された場合においては、報道局も同協議に加えることとする）。
- 4) MRTV本局から支局に対して、日々のオペレーション（報道に関する取材支援や、番組制作における編集の支援等）において現状どのような支援が行われているか、また支局の要望を本局が適切に把握できる体制が構築されているかについて、パイロット支局の状況を把握した上で課題を取りまとめ、本局（NRC）職員と改善方法について協議する（活動4-2関連）。
- 5) MRTV本局（NRC）と協議した内容を踏まえ、本局による支局職員に対する人材育成が円滑に行われるよう、研修実施を支援する。
- 6) パイロット支局に対して本業務において実施した支援を総括し、人材育成体制及び本局から支局への支援体制（報道・番組制作に関するもの）に係る課題及び改善点を取りまとめ、他の支局も活用可能な形となるよう提言を行う。
- 7) MRTV全支局の関係者を招集したセミナーを開催し、6)の提言の発表を支援する。

(5) 成果1から4に共通する活動

- 1) エンドライン調査を実施し、調査結果を報告書に取りまとめる（現地再委託を認める）。
- 2) エンドライン調査結果についてMRTV職員に広く共有するためのセミナーを実施する。
- 3) プロジェクト事業完了報告書として、本プロジェクトにおける全活動につ

いて英文で取りまとめ、内容をMRTVと協議・合意する(5. (16)に記載のとおり、本プロジェクトにおけるJICA直営による投入についても報告書に含まれるよう留意する)。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、コンサルタントが当該資料の著作権にかかる必要な交渉を行う。

| 期 | レポート名 | 提出時期 | 部数 |
|-----|-------------------------|--------------------------------------|--|
| 第1期 | 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく) | 契約締結後10日以内 | 和文：5部 |
| | Monitoring Sheet Ver.1 | 契約締結後2か月以内 | 英文：3部 |
| | ベースライン調査報告書 | 2021年4月30日 | 英文：10部 |
| | Monitoring Sheet Ver.2 | Ver.1提出の6か月後 | 英文：3部 |
| | ワーク・プラン(第1期) | 第1期契約終了時 | 英文：5部 |
| | 業務完了報告書(第1期) | 第1期契約終了時 (直近のMonitoring Sheetの更新) | 英文：5部 |
| 第2期 | ワーク・プラン(第2期) | 第2期開始後3か月以内 | 英文：5部 |
| | Monitoring Sheet Ver.3 | Ver.2提出の6か月後 | 英文：3部 |
| | Monitoring Sheet Ver.4 | Ver.3提出の6か月後 | 英文：3部 |
| | Monitoring Sheet Ver.5 | Ver.4提出の6か月後 | 英文：3部 |
| | Monitoring Sheet Ver.6 | Ver.5提出の6か月後 | 英文：3部 |
| | Monitoring Sheet Ver.7 | Ver.6提出の6か月後 | 英文：3部 |
| | エンドライン調査報告書 | 調査終了後1か月以内 | 英文：10部 |
| | プロジェクト事業完了報告書 | 第2期契約終了時 | 和文：10部 英文：10部 CD-R：6枚(公開版(和文・英文)各2枚、内部版(和文・英文)各1枚) |

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする(ただし、Monitoring Sheet Ver.1~7については製本不要)。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目については、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書提出の際にあわせて提出することとする。

本プロジェクトが関与して制作した番組1点の映像

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2020年11月中旬～2021年9月下旬

(2) 第2期：2021年10月上旬～2024年9月中旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 19.05M/M

(全体) 76.20M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

ア 業務主任者／公共放送局運営（2号）

イ 報道（2号）

ウ 人材育成（3号）

エ 報道2（3号）

オ 番組制作（4号）

カ 支局支援（4号）

なお、第3特記仕様書案5.(15)に記載のとおり、本プロジェクトはジェンダー活動統合案件と位置付けられる可能性が高い点に鑑み、団員中にジェンダーの知見を有する専門家を配置することが望ましい。

3. 対象国の便宜供与

MRTVの本局（タッコン）及びヤンゴン支局内にMRTVより事務所スペースが提供される。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料

- ・MRTV能力強化プロジェクトフェーズ2基本計画策定結果（内部資料）
- ・MRTV能力強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書（和文）（本文中で言及されている公共放送局化に向けたロードマップは本報告書に含まれている）（今後JICA図書館にて公開予定）
- ・倫理規範及び番組制作ガイドライン等が一体となったブックレット（MRTV能力強化プロジェクトにて作成を支援）（※）

※MRTVのページにおいても公開されている。

<https://www.mrtv.gov.mm/mm/page/84418>

<https://www.mrtv.gov.mm/mm/page/84417>

<https://www.mrtv.gov.mm/mm/page/84416>

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地業者等に再委託して実施することを認める。

(1) ベースライン調査

(2) エンドライン調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。

7. 携行機材

C/PIに対する技術移転活動に必要な機材については携行機材として購入することができる。購入は、コンサルタントがJICAの関連規程を遵守して原則として現地で購入する（本邦での調達も可能であるが、事前にJICAの承認を得ることとする。）。本邦で調達する機材のうち、輸出許可を必要とするものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

なお、携行機材についてはJICAに所有権があることから、所定の様式の台帳に記入した上でコンサルタントが管理し、本プロジェクト終了後はJICAの承認を得た上でMRTVに引き渡すものとする。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第1期及び第2期の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

ただし、第2期契約については、JICAの中期計画期間を跨ぐため、契約期間を変更する可能性がある（第2期の契約を2分割する等）がある。

(2) プロジェクト期間と契約期間

本プロジェクトの協力期間は4年（2020年9月から2024年8月までの48か月）としているが、本業務における契約期間は2020年11月からのおよそ46か月としている。これは、2020年9月以降、本プロジェクトに係る活動の一環として選挙報道セミナーをJICA直営により実施する予定であることによる。

以上